

改正案	現行
<p>（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）</p> <p>第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。第八条第三項一号口において同じ。）の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>三 （略）</p> <p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決</p>	<p>（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）</p> <p>第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>三 （略）</p> <p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決</p>

権の数は、次に掲げる数とする。

一〜五（略）

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ（略）

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ（略）

六・七（略）

4・5（略）

（対象者の意見表明等）

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

権の数は、次に掲げる数とする。

一〜五（略）

五の二 新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ（略）

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ（略）

六・七（略）

4・5（略）

（対象者の意見表明等）

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見を決定した取締役会の決議(監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該取締役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする。)又は役員会(投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。)の決議の内容

四・七 (略)

2  
3  
4 (略)

一・二 (略)

三 当該意見を決定した取締役会の決議(委員会設置会社においては、会社法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定)又は役員会(投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。)の決議の内容

四・七 (略)

2  
3  
4 (略)